

草幼発第1448号
令和2年4月23日

保護者各位

草津市子ども未来部
幼児課長

新型コロナウイルス感染症にかかる公立幼稚園、認定こども園（教育認定）の
休園措置の延長について

日頃は、本市就学前保育・教育に格別の御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、緊急事態宣言の全国拡大や本市における感染者の増加などの状況を踏まえ、まん延防
止のための対策が必要とされることから、下記の通り休園措置の延長を行います。
なお、日々変化する状況により、今後方針が急に変更となる場合もございますが、その際は
改めてお知らせしますので、御了承くださいますようお願いいたします。

記

1 休園措置期間

【現行】令和2年4月10日から令和2年5月6日まで

【変更後】令和2年4月10日から令和2年5月31日まで

※ただし状況に応じて延長の可能性がございます。

2 その他

- ・医療従事者などその他保育が必要な方は通常通り保育を行いますので、園へ申し出てください。
- ・休園措置期間は、不要不急な外出は避けて、手洗い、うがいと合わせて「人との接触を8割減らす、10のポイント」等を励行し健康管理に十分気を付けていただきますようお願いいたします。

草津市子ども未来部 幼児課		
担当（休園）	指導研修係	TEL:077-561-6878（直通）
担当（給食費）	入所・入園係	TEL:077-561-6878（直通）